

飼料用米等の適正流通について

平成27年9月17日

生産局穀物課

飼料用米等は、定められた用途に適正に流通してください。

飼料用米等の用途限定米穀は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

用途限定米穀の生産者、販売業者（出荷・販売事業者）及び需要者の方は、定められた用途に適正な流通・使用を行ってください。

もし、不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、「需要に応じた米生産に関する要領」等に基づき、

- 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられる場合があります。

1 米穀出荷・販売事業者とは

- 出荷・販売事業者の方は、飼料用米等の用途限定米穀を適正に流通・使用するため、取り扱う上でのルールを守っていただく必要があります。

米穀出荷・販売事業者



※ 生産者と需要者の販売契約に第三者として介在し、契約により現品の流通ルートがあらかじめ特定されており、最終的に需要者に販売されることが確実な場合（いわゆる三者契約）にのみ認められる。



加工・製造業者等であっても、米穀の販売を継続反復して行っている実態があれば、米穀の販売事業者となります。

2 農業者は決められた数量を出荷

- 農業者は、取組方法に応じて決められた数量を定められた用途に出荷してください。具体的には、
 - ・ 『出来秋の出荷数量』は、『当初の出荷契約数量』を出荷することが原則です。
 - ・ ただし、『当初の出荷契約数量』は、作況変動による調整を行うことができます。具体的には、当該地域の単収又は当該農業者の作況による減収割合に応じて調整を行うことができます。
 - ・ また、『**区分管理**』での取組の場合には、『出来秋の出荷数量』は新規需要米等を生産した『ほ場からの全収穫量』となります。

例えば・・・当該地域の単収又は当該農業者の実単収を用いて調整

$$\begin{array}{l} \text{当初の飼料用米} \\ \text{契約数量} \\ 1000\text{kg} \end{array} \times \frac{\text{当該地域の当年の単収：}450\text{kg}}{\text{当該地域の平年単収：}500\text{kg}} = \begin{array}{l} \text{減少分}100\text{kg} \\ \text{変更後の飼料用米} \\ \text{契約数量} \\ 900\text{kg} \end{array}$$

又は $\left(\frac{\text{当該農業者の実単収}}{\text{当該農業者の配分時の単収}} \right)$

※ このほか、自然災害等により減収した場合も調整を行うことができますが、この場合と農業者の実単収を用いて調整を行う場合は、減収量や実単収が客観的に分かる書類を提出してください。

3 飼料用米等を保管する場合の措置

- 飼料用米等の用途限定米穀を保管する際は主食用米等の他の用途と区分し、用途ごとに別棟又は別にはい付けして保管してください。
- また、その用途が明らかとなるよう、票せんによる掲示を行ってください。

用途限定米穀



はい票せんを掲示

用途限定米穀



票せんを掲示

【票せんの例】

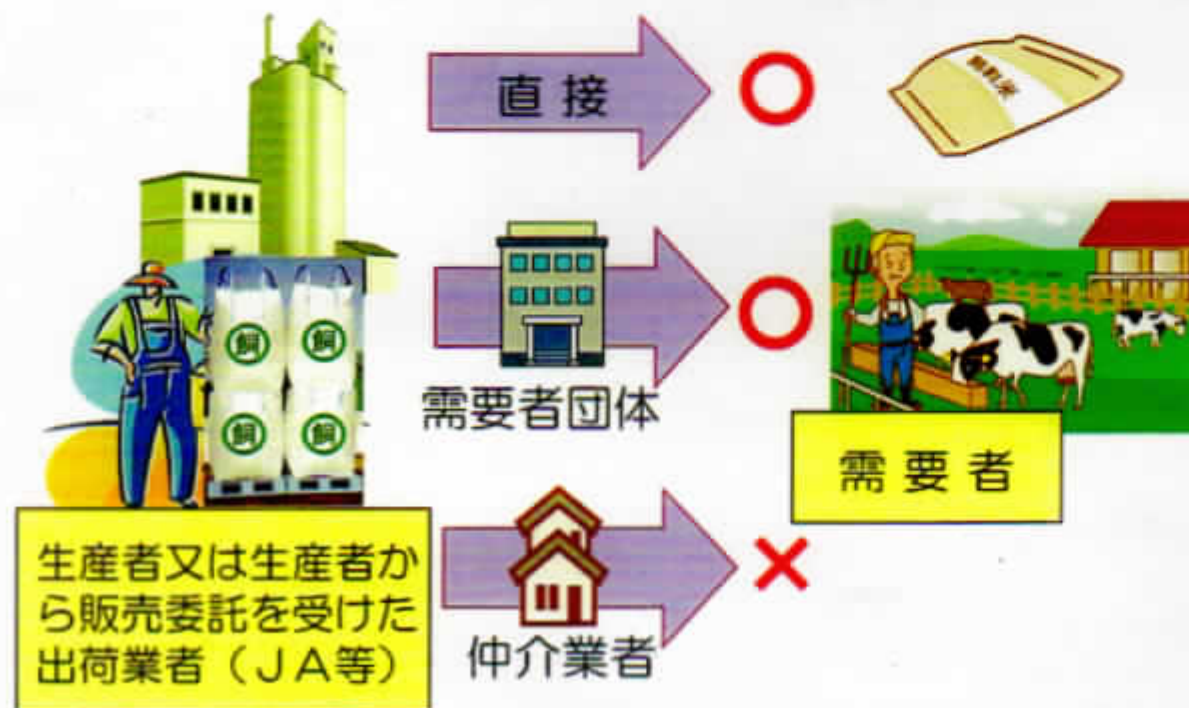
用途限定米穀（米粉用米）

種類	年度	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稲うるち玄米	27	〇〇	コシヒカリ	3	紙	30kg

年月日	摘要	受入	払出	在庫
27.10.10	JA◇◇	50		50
27.10.15	JA△▽	50		100

4 飼料用米等を販売する場合の措置 ①

- 飼料用米等の新規需要米及び加工用米については、地域センター等が認定した「取組計画」に基づいて流通・販売してください。
〇〇県支局（10月1日以降）
- 「取組計画」の認定にあたっては、
 - ① 定められた用途に確実に使用される
 - ② ①が認められる事業者へ直接又は需要者団体等を通じて販売等が要件となります。
- なお、販売にあたっては、必ず書面で販売契約を締結してください。



※ あらかじめ農林水産大臣の承認を受けた場合は、買取販売事業者へ販売することができます。

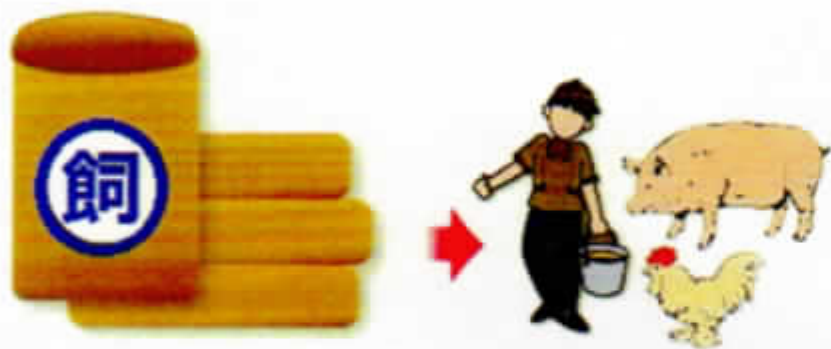
なお、やむを得ない事情（在庫の増大による経営負担の発生、取引先の倒産、休廃業等）により、別の新たな需要者等に販売する必要がある場合は、地域センター長等の承認を得て、別の新たな需要者等に販売することが出来ます。

このような場合は、必ず最寄の地域センター等に相談してください。

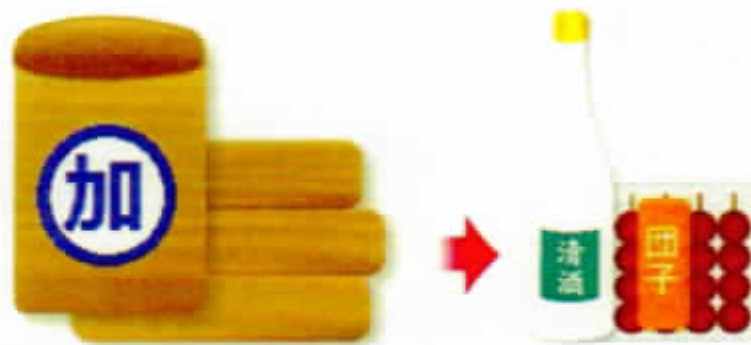
飼料用米等を販売する場合の措置 ②

- 飼料用米等の用途限定米穀を販売する時は、包装等はその用途ごとに定められた用途を包装、容器等の見やすい箇所に鮮明に表示してください。

例：飼料用米



例：加工用米



例：米粉用米



その他の用途の事例

「輸出用」、「酒枠外」等その用途が明確に分かるように表示

輸出用

酒枠外

5 定められた用途に使用

- 飼料用米等の用途限定米穀は、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売することはできません。

例えば・・・



家畜の飼料



ごはん（主食用）など



なお、やむを得ない事情（取引先の倒産、休廃業等、着色米及び微細米等の低品位米が発生した場合等）により、真に用途外使用が必要な場合は、農林水産大臣等の承認を受ければ他の用途（主食用は除く）に使用・販売することができます。

ただし、変更後の用途の水田活用の直接支払交付金の単価が変更前の単価より低い場合は認められません。（例えば、飼料用米は加工用米に用途変更できません。）

6 出荷・販売及び使用数量の報告

- 飼料用米等の生産、流通、販売にかかわる者については、その実績数量等を地域センター等に報告してください。

○ 飼料用米等を生産する生産者等の場合

- ・ 飼料用米等の「集出荷数量」を、生産年の12月20日までに報告

〔注：飼料用米及び米粉用米については、農産物検査を受検して出荷してください。〕
受検せずに出荷した場合、数量払いの対象となりません。

10月10日
10月15日
10月20日
10月25日
11月1日
11月5日
11月10日
11月15日
11月20日
11月25日
12月1日
12月5日
12月10日
12月15日
12月20日

○ 飼料用米等を販売する生産者、需要者団体、仲介事業者、買取販売事業者等

- ・ 飼料用米等の「販売実績数量」を四半期ごとに取りまとめ、翌月の末日までに報告

○ 飼料用米等を利用する需要者（配合飼料工場、畜産農家等）の場合

- ・ 飼料用米等の「受払状況」及び飼料用米等を使用して製造した「製品の製造実績」を四半期ごとに取りまとめ、翌月の末日までに報告

注意！ 規定された報告等が適切にされていない場合、翌年の取組計画が認定されないことがあります！

問い合わせ先（県政庁、地域センター）

都道府県	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農林事務所 農政推進課	011-330-6807
	釧路地域センター	0138-26-7800
	旭川地域センター	0166-76-1279
	紋別地域センター	0154-23-4401
	帯広地域センター	0155-24-2402
	北見地域センター	0157-23-4171
青森県	青森地域センター	017-777-3512
	八戸地域センター	0178-29-2114
岩手県	盛岡地域センター	019-624-1129
	奥州地域センター	0197-25-3918
宮城県	東北農政局 生産振興課	022-221-6169
	大崎地域センター	0229-22-2790
秋田県	秋田地域センター	018-862-5612
山形県	山形地域センター	023-622-7247
	酒田地域センター	0234-33-7246
福島県	福島地域センター	024-534-4144
	〃 白河若松支所	0242-26-2700
	〃 郡山庁舎	024-922-1614
	いわき地域センター	0246-23-8516
	〃 白河庁舎	0248-22-1241
茨城県	水戸地域センター	029-221-2186
	土浦地域センター	029-843-6993
栃木県	宇都宮地域センター	028-633-3315
	大田原地域センター	0287-23-5612
群馬県	前橋地域センター	027-221-1185
埼玉県	関東農政局 生産振興課	048-740-5257
千葉県	千葉地域センター	043-224-5617
東京都	東京地域センター	03-5144-5258
神奈川県	横浜地域センター	045-211-7176
山梨県	甲府地域センター	055-254-6016
長野県	長野地域センター	026-234-5575
	松本地域センター	0263-47-2001
静岡県	静岡地域センター	054-200-5500
新潟県	新潟地域センター	025-228-5281
	長岡地域センター	0256-31-2131

都道府県	問い合わせ先	電話番号
富山県	富山地域センター	076-441-9307
石川県	北陸農政局 生産振興課	076-232-4302
福井県	福井地域センター	0776-30-1619
岐阜県	岐阜地域センター	058-271-4407
	高山地域センター	0577-32-1155
愛知県	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
三重県	津地域センター	059-228-3199
滋賀県	大津地域センター	077-522-4274
京都府	近畿農政局 生産振興課	075-414-9020
大阪府	大阪地域センター	06-6941-9657
兵庫県	神戸地域センター	078-331-9951
奈良県	奈良地域センター	0742-35-2981
和歌山県	和歌山地域センター	073-436-3832
鳥取県	鳥取地域センター	0857-22-3256
島根県	松江地域センター	0852-24-7311
岡山県	〃農政推進課 生産振興課	086-224-4511
	〃農政推進課 岡山県農林総合振興センターチーム（岡山県庁舎）	086-233-1577
広島県	広島地域センター	082-228-9483
山口県	山口地域センター	083-922-5255
徳島県	徳島地域センター	088-622-6132
香川県	高松地域センター	087-831-8185
愛媛県	松山地域センター	089-932-6969
高知県	高知地域センター	088-875-2151
福岡県	福岡地域センター	092-281-8261
	北九州地域センター	093-561-1596
佐賀県	佐賀地域センター	0952-23-3135
長崎県	長崎地域センター	095-845-7123
熊本県	九州農政局 生産振興課	096-211-9604
	八代地域センター	0965-35-7311
大分県	大分地域センター	097-532-6134
宮崎県	宮崎地域センター	0985-22-3184
	延岡地域センター	0982-33-0704
鹿児島県	鹿児島地域センター	099-222-7564
沖縄県	沖縄総合農政局 生産振興課	098-866-1653
農林水産省	生産局 総務課 農政推進部	03-6744-7135